

一般社団法人日本看護系大学協議会 学士課程看護学専門分野別評価実施要項

1. 評価の対象

日本看護系大学協議会（以下、「本協議会」）による看護学専門分野別評価は、日本看護系大学加盟校の看護学における教育プログラム*（以下、「看護学教育プログラム」）の評価を中心に行う。

*ここでいう“教育プログラム”とは、カリキュラムだけではなく、教育活動や教育成果など、すべての教育プロセスと教育研究環境を含むものとする。

2. 評価の目的および基本方針

1) 本協議会が定める「学士課程看護学専門分野別評価基準」（以下、「評価基準」）に対する適合認定を行い、各大学における看護学教育プログラムの質を保証する。

（基本方針）

1. 「評価基準」に基づいた各大学の「自己点検・評価書」に対する評価を実施する。
2. ピア・レビューを中心とする評価を実施する。

2) 評価結果を各大学にフィードバックし、各大学の看護学教育プログラムの改善を促進する。

（基本方針）

1. 各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価する。
2. 対象校相互の質の向上を図るために、対象校の優れた点を積極的に評価していく。
3. 各大学の看護学教育プログラムの改善点・改革に向けた具体的対策を明確にするとともに、将来に向けた発展のあり方について提案する。

3) 評価の結果を基に各大学の看護学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援する。

（基本方針）

1. 評価の結果を広く社会に公表する。
2. 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学からの意見申立ての機会を設ける。
3. 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図る。

3. 評価の実施方法

1) 評価の概要

評価は、以下の2段階で実施される。

1段階：大学における自己点検・評価

各大学は、別に定める「専門分野別評価マニュアル」に従って、自らが実行している看護学教育プログラムに対する自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価書」を作成する。

「自己点検・評価書」は、「評価基準」を構成する各『評価基準』ごとに、その評価項目に従って、教育研究活動等の状況を評価の根拠に基づき検討（検討後にチェック）した後、各評価基準ごとに A～D のいずれかに判定をする。さらに、1) 評価の概要と今後の展望、2) 貴大学が意図を込めて取り組んでいること、推奨すべき取り組み、先駆的取り組み、について自由に記述する。各大学は、原則として、全ての『基準』に係る状況を分析し、整理することが求められる。

2 段階：本協議会による評価のプロセス

評価対象ごとに以下の手順で評価を実施する。

1. 書面調査

評価チームは、別に定める「専門分野別評価マニュアル」に基づき、大学が作成する「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）、および独自の調査・収集する資料・データ等をもとに書面評価を実施する。

2. 訪問調査

評価チームは、別に定める「専門分野別評価マニュアル」に基づき、「自己点検・評価書」の内容の検証および書面調査では確認できなかった事項等について大学を訪問して調査する。

4. 評価の結果

1) 総合判定

総合判定の結果は「適合」、「不適合」、「保留」で示す。

本協議会は、本評価において、対象大学の看護学教育プログラムが「評価基準」の 10 の基準および総合的に適合水準に達していると判断した場合に「適合」と判定する。一部に問題があった場合には判定を「保留」とし、評価を継続する。看護学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合には「不適合」と判定する。

なお、総合判定は、文章により表記し、優れた点、改善を要する点などを記述する。

適合：「学士課程看護学専門分野別評価基準」を満たしている。

不適合：「学士課程看護学専門分野別評価基準」を満たしていない。

2) 『評価基準』の評価

10 の『評価基準』の評価は、基準ごとに総合的に判断し、原則として以下のような 4 段階で評価し、評価結果は以下の段階別評価と総評で表記する。なお、多段階評価が不適当な項目については「適合」・「不適合」による評価を実施する。

A：十分満たしている

B：満たしている

C：改善の余地がある

D：改善すべきである